

外国人留学生チューターの手引

(I) 外国人留学生チューター制度について

1. 目的

本学に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）の学習・研究の向上及び環境への早期適応を図ることを目的とし、留学生指導教員の指導のもとに、留学生に対し、個別学習サポートを中心に、日本語サポート、日常生活サポート等を行うため外国人留学生チューター（以下「チューター」という。）を配置する。

2. 対象となる留学生

原則として、日本に渡日後1年未満の留学生とする。但し、渡日後1年未満であっても、過去に日本に1年以上滞在したことがある者は除く。

3. チューターの資格

原則として、留学生が所属する専攻分野に関連のある正規学生の中から、留学生指導教員が推薦する者であること。

また、チューターとして優秀と認められるものには、1名のチューターにつき2名まで留学生を付けることができる。

4. チューターの手続

留学生指導教員からチューターの推薦を受けた学生は、下記により手続を行うこと。

○ 最初の月のみ（4月又は10月）

- ・外国人留学生チューター承諾書
- ・個人番号提供書
- ・振込銀行口座通帳の口座情報記載面の写し（外国人のみ）
- ・在留カード表面の写し（外国人のみ）

○ 毎月行うもの（翌月の末日までに国際課へ提出）

- ・外国人留学生チューター実施報告書
- ・時間割
- ・他の謝金受給に伴う実施報告書（他の謝金を受給した場合）

(Ⅱ) チューターの任務と心構え

1. チューターの任務

- ・学習サポート： 留学生への講義説明・研究実験サポート
予習・復習の手伝い
- ・日本語サポート
- ・日常生活サポート：学内外の案内、諸手続のための官庁等への同行、
生活を立ち上げるための買い物、宿舎探しの補助
新規渡日の際の迎え等

- ① 学習・研究サポートであっても、危険を伴うものは行わないこと。
- ② 日常生活サポートであっても、自動車、バイクの運転アドバイス等は行わないこと。

2. チューターの心構え

チューターとして、留学生に接する場合は、以下の事に気をつけてください。

- ① 留学生の身になって接する。
- ② 温かい気持ちで留学生と接する。
- ③ 日本式、日本流の考え方を強要してはいけない。
- ④ 人種的、宗教的偏見を持ってはいけない。
- ⑤ 感情的になってはいけない。
- ⑥ 留学生を型にはめない。
- ⑦ やさしい日本語を話す。

3. その他

留学生と接している際に困ったことが生じたら、遠慮なく留学生指導教員又は国際課へ相談してください。

留学生が大きな問題（重い病気やメンタルな問題）に直面している場合は、学生だけで判断せず、必ず指導教員及び国際課に連絡してください。

国際課 留学生交流担当 （総合研究棟1階）

TEL 0952-28-8389
 0952-28-8169

(Ⅲ) チューター実施要領

チューターは、留学生に対するサポートについて、あらかじめ指導教員の指導を受けるとともに、適宜、実施状況を留学生指導教員に報告すること。

1. 実施期間・日時等

チューターの実施期間は、4月～2月までとする。

実施日時については留学生と協議すること。

実施時間は、月20時間以内（1日に7時間まで）とする。

1名のチューターに2名の留学生がつく場合の実施時間も、2名あわせて月20時間までとする。ただし、1名のチューターが2名の留学生を担当する場合は、留学生渡日月（4月又は10月）は月30時間まで認める。

グローバルリーダーズと兼任する場合は、各月30時間まで認める。

2. 指導助言の内容

日本語、専門分野及び日常生活に関することが中心となるが、どのような点に重点を置くかは留学生の希望を踏まえ、指導教員と相談すること。

3. 実施報告

チューターは、実施した月ごとに「チューター実施報告書」に必要事項を記入し、指導教員の認印及び留学生のサインを得て、翌月末までに国際課へ提出すること。提出日と謝金支給日のスケジュールについては、チューター実施開始月（4月及び10月）に通知する。

***毎月時間割表を添付すること。（LiveCampusから印刷する）**

※授業とチューター実施時間が重複してはならない。授業とチューター実施時間の間には、移動や準備のために5分以上の時間を空けること。

***学内で他の謝金を受給した場合は、その出勤表のコピーを一緒に提出すること。**

***チューターを実施しなかった月については、提出の必要はない。**

***実施報告書を実施した月の翌月末までに提出しなかった場合は、謝金が支給できなくなる可能性があるので注意すること。**

4. 謝金の支給

実施報告書に基づき、毎月の実施時間数に対する謝金をチューターに支給する。謝金は、月毎に支給することとし、所得税を源泉徴収した後、各チューターの指定口座に振り込む。